

郡山市少年センター運営協議会委員の選考基準

郡山市少年センター条例（昭和40年郡山市条例第117号。以下「条例」という。）第4条で定める郡山市少年センター運営協議会の委員を次の基準により選考する。

- 1 条例第4条第2項に規定する委員おおむね10名については、郡山市少年センター条例施行規則（昭和52年郡山市規則第21号。以下「施行規則」という。）第2条により、次によるものとする。
 - (1) 福祉関係機関の職員 1名
 - (2) 教育関係機関の職員 3名以内
 - (3) 警察司法関係機関の職員 3名以内
 - (4) 学識経験者 3名以内
 - (5) 市内に住所を有する者 2名以内とし、公募又は市長が認めるものとする。ただし、委員に欠員が生じた場合は、新たに学識経験者から委員を選出することができる。なお、公募による選考基準は別に定める。
- 2 選考方法は、次のとおりとする。
 - (1) 福祉関係機関の職員は、社会福祉法人郡山市社会福祉協議会より推薦を受けるものとし、その選考候補者は、2名以内とする。
 - (2) 教育関係機関の職員は、郡山市小中学校長会及び県教育委員会県中教育事務所並びに郡山市PTA連合会より推薦を受けるものとし、その選考候補者は、それぞれ2名以内とする。
 - (3) 警察司法関係機関の職員は、郡山警察署及び郡山北警察署並びに福島家庭裁判所より推薦を受けるものとし、その選考候補者は、それぞれ2名以内とする。
 - (4) 学識経験者は、郡山市補導員会及び郡山市青少年健全育成推進協議会より推薦を受けるものとし、その選考候補者は、それぞれ2名以内とする。
- 3 各種団体等からの推薦基準は、次によるものとする。
 - (1) 専門的知識を有する者を優先すること。
 - (2) 他の協議会又は審議会等と、できる限り兼務をしないこと。
 - (3) 積極的に、女性委員の登用に努めること。
 - (4) 年齢は、概ね65歳を超えない者とする。

附 則

- 1 この基準は、平成16年6月1日から施行し、同日以降に委嘱される委員に適用される。
- 2 郡山市少年センター運営協議会委員の選考基準（平成14年4月1日施行）は、廃止する。
- 3 この基準は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年7月1日から施行する。